

令和2年6月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年6月4日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター第2研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第9号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第10号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第12号 市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第13号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
議案第14号 市川市少年補導員の委嘱について
議案第15号 教育長の兼業について
 - 5 報告第18号 専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第19号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第20号 市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事請負契約に関する臨時代理の報告について
報告第21号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第22号 市川市立義務教育学校設置条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第23号 グランドピアノ等の購入に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第9号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第10号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
議案第11号 市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

- 議案第12号 市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について
 議案第13号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
 議案第14号 市川市少年補導員の委嘱について
 議案第15号 教育長の兼業について
 2 報告第18号 専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 報告第19号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 報告第20号 市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事請負契約に関する臨時代理の報告について
 報告第21号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第22号 市川市立義務教育学校設置条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第23号 グランドピアノ等の購入に関する臨時代理の報告について
 3 その他 (1) 市川市立小学校特別支援学級非常勤講師による不適切な対応に係る損害賠償請求事件の和解について
 (2) 令和2年度における教科書展示会について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一

社会教育課長	荒井	義光
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	新部	操
学校安全安心対策担当室長	河部	純
指導課長	野口	敏樹
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	松永	裕思
教育センター所長	小松崎	聡

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	副主幹	須志原	みゆき
//	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和2年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案7件、報告6件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。初めに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。初めに、議案第9号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第9号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」、ご説明させていただきます。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ、調査、審議をさせていただいているところでございます。議案の2ページをご覧ください。今回の解嘱及び委嘱の理由は、本審議会委員のうち、第4号委員の大澤明洋委員から、辞任願の届け出がありましたことから、これを承認するとともに、後任委員の委嘱を行うものでございます。後任の委嘱委員は、市川市公立学校長会連絡協議会から推薦のありました、市川市立稲越小学校校長、佐々木孝子氏でございます。本日ご承認をいただければ、大澤委員の解嘱日は本日6月4日、後任の佐々木委員の任期は6月5日から、前任者の残任期間である令和3年7月6日までとなります。なお、3ページには、本案を反映させた内容の名簿を添付させていただきました。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第10号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第10号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」ご説明をさせていただきます。議案の4ページをご覧ください。社会教育委員は、

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるなどの職務を行うもので、社会教育法第15条第1項に基づき、市川市社会教育委員設置条例第1条により設置されております。本案は、市川市社会教育委員1名から役職変更により辞任願が提出されたことから、この1名を解嘱するとともに、同条例第2条第1項の規定に基づき、新たに委員1名の委嘱を提案させていただくものでございます。新任となる委員の任期につきましては、同条例第3条第1項の規定により、前任者の残任期間であります令和2年6月5日から令和2年9月30日までとなります。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、5ページのとおりでございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いします。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第11号「市川市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明をさせていただきます。議案の7ページをお願いいたします。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議するもので、社会教育法第29条第1項の規定に基づき、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第1項により設置をされております。本案は、市川市公民館運営審議会委員1名から異動により辞任願が提出されたことから、この1名を解嘱するとともに、同条例第13条第2項の規定に基づき、新たな委員1名の委嘱を提案させていただくものでございます。新任となる委員の任期につきましては、同条例第13条第3項の規定により、前任者の残任期間であります令和2年6月5日から令和3年6月5日までとなります。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、8ページのとおりでございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号「市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。議案第12号「市川市博物館協議会委員の解嘱及び委嘱について」をご説明いたします。議案の10ページをお願いいたします。提案理由でございますが、辞任願を提出した委員を解嘱するとともに、博物館法第21条及び、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要がございます。委員の任期につきましては、前任者の残任期間とし、令和2年6月5日から令和3年7月4日までとなります。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、11ページのとおりとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。議案第13号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正」について、ご説明いたします。議案の13ページをご覧ください。学校教育法施行令第29条第1項では、公立の学校の学期並びに休業日は、市の設置する学校にあっては当該市の教育委員会が定めることとあり、本市では、本規則第18条の2により、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の学年始め休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日、県民の日、臨時休業日を定めています。今回、新型コロナウイルスの感染予防のため、令和2年2月28日から市内一斉休校の措置が講じられ、学校が再開された現在も分散による登校が行われております。これまでの休校期間及び分散登校期間で授業が行われなかったことにより、学校教育法施行規則第51条、第73条又は79条の5に規定する授業時数の確保が困難になることが見込まれます。また、近年自然災害により、学校の臨時休業が余儀なくされている事態も生じております。昨年秋の度重なる台風の被害で、千葉市の多くの学校が休校せざるを得ない状況に陥ったことは記憶に新しいところです。これらのことを踏まえ、当該授業時数を確保するために、教育委員会が学校の休業日を変更することができる旨の規定を設ける必要があります。そこで、15ページ、新旧対照表をご覧ください。本規則の一部を改正し、第18条の2第2項として、「教育委員会は、感染症の予防上必要があること又は非常変災その他急迫の事情があることにより臨時に授業が行われなかったため、学校教育法施行規則第51条、第73条又は第79条の5に規定する授業時数の確保が困難と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。」という規定を加えることを提案いたします。以上です。よろしくお願

します。

○平田史郎委員

ただ今のご説明につきまして、何か質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号「市川市少年補導員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第14号「市川市少年補導員の委嘱について」、ご説明させていただきます。議案16ページから24ページをご覧ください。市川市少年補導員の任期満了に伴い、市川市少年センター設置条例第9条及び同施行規則第4条の規定に基づき、第1号委員としてPTA会員54名及び、第4号委員として民間有識者106名、合計160名を少年補導員として委嘱したいので、委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第15号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第15号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。それでは、議案第15号の提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第15号「教育長の兼業について」ご説明いたします。追加分議案の1ページから2ページをご覧ください。このたび、学事出版株式会社から、田中教育長に対して、令和2年5月29日付けで『ポストコロナ時代の学校教育』の原稿執筆依頼がございました。刊行は8月中旬で、原稿料は、印税方式で8%分を執筆分量に応じて分配される予定となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長の入室をお願いいたします。

【教育長再入室】

○平田史郎委員

ただ今審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。よろしくお願いたします。

続きまして「報告」に入ります。報告第18号「専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第18号「専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）」について、ご説明いたします。議案の別冊1の1ページから3ページをお願いいたします。専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第3号））のうち、教育費に係る予算につきましては、令和2年6月市議会定例会に議案を提出する前に、市長からの意見聴取の求めに基づき、市長へ教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、4ページをお願いいたします。「1.歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。令和2年5月市議会臨時会閉会后、新型コロナウイルス感染症対策等の緊急を要する経費について補正予算を編成する必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月25日付けにて令和2年度一般会計補正予算の専決処分を行ったもので、令和2年6月市議会において市議会の承認を得る必要があるため、議案を提出するものでございます。初めに、歳出からご説明いたします。第11款・教育費、第5項・学校保健費、第1目・学校保健費でございます。6月1日からの学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校にマスクやアルコール消毒液、非接触型体温計等を配布するため、第10節・需用費におきまして、保健衛生用品の購入費として962万9,000円を増額要求するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で962万9,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、166億1,592万9,000円となります。続きまして、歳入についてご説明いたします。第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・教育費国庫補助金でございます。歳出でご説明いたし

ました新型コロナウイルス感染症対策用品の購入経費に係る財源として、第4節・学校保健費国庫補助金におきまして534万2,000円を増額要求するものです。以上、歳入につきましては、合計で534万2,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、41億577万9,000円となります。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第18号を終了いたします。

次に、報告第19号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）」に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第19号、「令和2年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）」について、ご説明いたします。議案の別冊1の5ページから7ページをお願いいたします。「令和2年度市川市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育費に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第18号と同様に、令和2年6月市議会定例会に議案を提出する前に、市長からの意見聴取の求めに基づき、市長へ教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、8ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第4目・教育センター費でございます。GIGAスクール構想の早期実現に向けて、児童生徒1人に1台の学習用端末の整備を進めるもので、第17節・備品購入費におきまして、タブレット端末約21,000台の購入費として、9億4,549万5,000円を増額要求するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で9億4,549万5,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、175億6,142万4,000円となります。続きまして、歳入についてご説明いたします。第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・教育費国庫補助金でございます。歳出でご説明いたしましたタブレット端末の購入に係る財源として、第1節・教育総務費国庫補助金におきまして、歳出と同額の9億4,549万5,000円を増額要求するものです。以上、歳入につきましては、合計で9億4,549万5,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、50億5,127万4,000円となります。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第19号を終了いたします。

次に、報告第20号「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事請負契約に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育施設課長

教育施設課長です。報告第20号「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事請負契約に関する臨時代理の報告について」、ご報告いたします。議案の別冊1の9ページから19ページをお願いいたします。令和2年6月市議会定例会に議案を提出する前に、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本契約の内容には異議のないものとして教育長が臨時代理いたしましたので同上第2項の規定によりご報告いたします。初めに、9ページをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により契約の承認を市議会へ提案するものです。市長より教育委員会に対して意見聴取があり、教育長が臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。次に、資料12ページをお願いいたします。1、工事名、市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事。2、工事場所、市川市塩浜4丁目6番1号、地名地番、市川市塩浜4丁目16番1の一部。3、請負代金額は、4億3,670万円。4、契約方法は、総合評価一般競争入札。5、契約相手方は、千葉市中央区新町3番地13千葉TNビル、株式会社浅沼組千葉営業所所長市村光太郎。6、工事概要は、市川市立塩浜学園の前期課程及び後期課程校舎棟、既存屋内運動場等の取壊し工事で、解体工事、前期課程校舎棟一式、渡り廊下棟一式、屋内運動場棟一式、後期課程校舎棟一式、樹木撤去伐採伐根一式でございませう。次に、資料14ページをお願いいたします。工期ですが、工事着手は、6月議会の議決後7日以内で、令和2年12月21日の完了を予定しております。なお、仮契約日は5月25日でございませう。続きまして、資料15ページをお願いいたします。入札の結果でございませうが、1、開札年月日は、令和2年4月24日で、2、入札方法は、総合評価一般競争入札で行いました。3、予定価格は、5億5,330万円で、4、入札結果は、4社が入札に参加しましたが、1社が入札保証金の不足により無効となりましたことから、予定価格内での応札は、株式会社浅沼組千葉営業所、石井工業株式会社、シンコー株式会社の3社となり、技術評価点及び評価値の高い、株式会社浅沼組千葉営業所が落札となったものでございませう。本入札につきましては、低入札調査基準価格を下回る価格の入札でありましたため、契約内容に適合した履行が可能であるかを調査し、落札者として認めるのに妥当であるものとし、決定したものでございませう。5、落札者の工事経歴でございませうが、主な工事の実績といたしましては、平成30年度に、防衛省東北防衛局調達部において、神町（30）宿舎解体工事、平成27～28年度に、栃木県宇都宮市において、北清掃センター焼却施設解体工事などがございませう。最後に、資料17ページから19ページに、案内図、位置図、平面図、立面図を添付させていただいております。説明は以上でございませう。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませうでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第20号を終了いたします。

次に、報告第21号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してくださ

い。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。報告第21号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。別冊1の20ページから24ページをお願いいたします。条例の改正にあたり、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議がないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本条例案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえた改正となります。改正の内容は、放課後児童支援員認定資格研修の事務・権限について拡大されるもので、これまでの都道府県又は政令指定都市の長に加え、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったものです。施行期日につきましては、国の基準となる省令が既に施行されておりますことから、速やかにこの条例を施行させる必要があるため公布の日とするものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第21号を終了いたします。

次に、報告第22号「市川市立義務教育学校設置条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第22号「市川市立義務教育学校設置条例の一部改正について」ご報告いたします。別冊1の25ページから29ページでございます。条例改正にあたり、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議がないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定より、ご報告いたします。本条例案につきましては、義務教育学校である塩浜学園は、現在前期課程と後期課程の校舎が分かれている現状でございます。今回、前期課程と後期課程との学びと育ちの連続性を高め、まとまりのある教育活動を推進するために、校舎を一体のものとするため建て替えを実施したことに伴い、塩浜学園の位置を変更する必要があるため改正を行うものです。施行期日につきましては、令和2年8月18日からの開始を予定していることから、同日をこの条例の施行日とするものです。報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第22号を終了いたします。

次に、報告第23号「グランドピアノ等の購入に関する臨時代理の報告について」

を説明してください。

○就学支援課長

就学支援課長です。報告第23号「グランドピアノ等の購入に関する臨時代理の報告について」、令和2年5月26日に、教育長が臨時代理させていただきましたので、その内容についてご報告いたします。資料は別冊1でございます。初めに、30ページから32ページをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、契約の承認を市議会へ提案するものでございます。令和2年5月26日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より教育委員会に対して意見聴取があり、同法第25条第1項及び市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をいたしましたのでご報告申し上げます。次に、資料33ページをお願いいたします。議案の概要でございますが、1、件名、グランドピアノ等の購入でございます。2、納入場所、市内小中学校及び義務教育学校13校。3、物品名、グランドピアノ14台、グランドピアノカバー14枚、ピアノ椅子14脚でございます。4、契約金額は、2,747万7,450円。5、契約方法は、一般競争入札で行いました。6、契約相手方は、市川市八幡2丁目15番10号、株式会社伊藤楽器八幡営業所、八幡営業所所長吉水宏明でございます。次に資料36ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、1、開札年月日は、令和2年4月24日で、2、入札方法は、一般競争入札で行いました。3、予定価格は、3,187万3,993円で、4、入札結果は、2社が入札に参加し、株式会社伊藤楽器八幡営業所が落札となったものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。13校14台とはどういう意味ですか。

○就学支援課長

市内小中学校に設置されているグランドピアノのうち、老朽化が進んで特に設置後40年を経過したものを一括して買い替えるものでございます。納入する学校につきましては、小学校9校、中学校3校、義務教育学校1校でございますが、そのうち、幸小学校には2台グランドピアノが設置をされておりまして、2台とも40年以上が経過をしておりますことから、13校14台の買い替えとなったものでございます。

○平田史郎委員

老朽化したグランドピアノを移動させるときのリフトは備わっているのでしょうか。

○就学支援課長

買い替えに伴う移動については業者が行います。

○平田史郎委員

校内でグランドピアノを移動させるときに、グランドピアノを持ち上げるリフトがありまして、今老朽化しているピアノに付属させているのでしょうか。

○就学支援課長

承知しておりません。申し訳ございません。

○平田史郎委員

今まで使っていたものがあってそれを使えるなら良いのですが、以前児童生徒がグランドピアノを移動させて事故があったものですから、その辺りのことが気になりました。後で確認していただければかまいません。

○就学支援課長

承知いたしました。

○平田史郎委員

他に質疑がないようですので、報告第23号を終了いたします。

続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「市川市立小学校特別支援学級非常勤講師による不適切な対応に係る損害賠償請求事件の和解について」を説明してください。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。議案の25ページをご覧ください。地方自治法第96条第1項第12号の規定により、令和2年6月議会にて報告する案件で、市長が専決処分を行いました。平成30年5月頃から同年10月上旬までの間に行われた、市川市立小学校特別支援学級非常勤講師による不適切な対応に係る損害賠償請求事件につきまして、原告及び被告市川市の間で、和解金100万円を支払うことで、令和2年5月21日に和解が成立しましたので、ご報告いたします。以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。続いて、その他(2)「令和2年度における教科書展示会について」を説明してください。

○指導課長

「令和2年度における教科書展示会について」ご説明いたします。お手元の資料の、その他(2)指導課をご覧ください。令和2年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校の教科書、及び令和3年度使用の中学校16種目と、特別支援学校および特別支援学級の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間と場所は、第1回が6月12日から6月27日までで、場所は生涯学習センター3階の市川市文学ミュージアム資料室です。第2回は同じ場所で、7月21日から8月30日までとなっております。なお、教科書展示は市民から早期に行う求めがあるため、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示として、同じ場所で第1回展示会に先立ち、数日間早目に展示する可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和2年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時40分閉会)